



絡がなく、JICAがプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月25日(火)までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定  
します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	東南アジア／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術  
協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ベトナム国バリアブントウ（BRVT：Ba Ria-Vung Tau）省は、ベトナム南部に位置し、カンボジア、タイを結ぶ南部経済回廊の玄関口として、ベトナムにおける主要な経済地域のひとつとなっている。この地域は、石油とガスの埋蔵量が豊富であり、ベトナムの石油埋蔵量の約93パーセント、天然ガス埋蔵量の16パーセントが同省に集中しており、石油化学、石油探査、機械、発電、LPG、肥料、鉄鋼、物流、建築資材等の産業に対して大規模な投資が行われている。一方で、同

省は海洋をはじめとした自然資源に恵まれており、観光も主要産業の一つと位置付け、産業発展と環境保全のバランスを取る政策を進めてきた。

日本政府は、バリアブントウ省への協力を古くから実施しており、2005年にカイメップ・チーバイ国際港開発支援の円借款事業を開始、2015年には同港の供用を開始している。また、2011年の日越両政府間の「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップの下での行動に関する共同声明」を契機に同省への支援を本格的に開始した。さらに近年、バリアブントウ省の北部に隣接するドンナイ省でロンタイン国際空港の開港が予定され、本邦資本も含む工業団地の開発も進められている中で、バリアブントウ省における環境に配慮した産業発展の重要性が、日越双方で確認されてきた。

ベトナムでは、産業発展と共に環境保全を重視する政策が強化されており、2020年には環境保護法が改正され、2022年1月から施行となった。これにより、様々な施策がなされ、例えば住民による環境管理、大規模工場への環境モニタリングの強化、環境に配慮した最新技術の導入等が義務付けられた。こうした背景を踏まえて、同省では2050年を見据え、2021年から2030年の期間を対象とした社会経済開発基本計画策定を進め、「環境に配慮した工業団地の設立」を推進することを目的とすることが明記されている。

また、環境配慮型工業団地に係る政策として、「工業団地及び経済区域の管理に係る政令82/2018/ND-CP号（以下、政令82号）」が2018年5月に公布された。さらに政令35/2022/ND-CP号（以下、政令35号）が2022年5月に公布され、工業団地におけるIT活用の推進が定められた（政令82号はこの時点で廃止）。この改定により、IT活用に加え、工業団地のエコ化（汚染源削減、循環型生産、脱炭素化）の促進、工業団地を核とした都市づくりへの土壌が整備された。また、エコ工業団地政策推進の政策策定は、各地方省の責任と明記された。

このような背景からベトナム政府（バリアブントウ省人民委員会）は我が国に対して、「バリアブントウ省環境配慮型及びIT活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）の実施に係る協力を要請した。

本調査では、要請の背景・内容、バリアブントウ省の関係諸機関の能力・役割分担を確認のうえ、同省における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。これを基に、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文章締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理・分析する。また、協力計画（PDM（Project Design Matrix）案（和・英）、PO（Plan of Operation）案（和・英）を含む）の作成に協力する。さらに、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2022年11月上旬～2022年11月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 当該分野に係る詳細計画策定調査対象方針案を検討し、ベトナム側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。質問票は、JICAが越語に翻訳して先方関係機関へ配付することを想定している。
- ③ 評価6基準の観点を踏まえ、プロジェクトのPDM案、PO案及び事業事前評価表案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2022年12月上旬～2022年12月中旬）

- ① JICAベトナム事務所等との打合せにオンライン参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNIDO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（PDM案、PO案、プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAベトナム事務所等にオンライン報告する。
- ⑧ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ⑨ 調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・習慣、男女で異なるニーズや課題についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。
  - ア) プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
  - イ) ジェンダー観点到ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
  - ウ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

（3）帰国後整理期間（2022年12月中旬～2023年1月中旬）

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務完了報告書

2023年1月13日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄ホーチミンを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2022年12月2日～12月15日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より1週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と一緒に現地調査を終える予定です。また、JICAが別途契約するコンサルタント団員（工業団地環境管理分野）は本業務従事者より1週間早く現地調査を開始し、本業務従事者と一緒に現地調査を終える予定です。

現時点でベトナム入国時には隔離期間が不要です。また、ワクチン接種の有無や回数は入国の条件として規定されていません（2022年8月18日時点）。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 環境管理（JICA）
- ウ) 環境政策（JICA）
- エ) 環境配慮型工業団地（北九州市）
- オ) データ活用（JICA）
- カ) 協力企画（JICA）
- キ) 工業団地環境管理（JICAが別途契約するコンサルタント）
- ク) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は、以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄ベトナム語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理第一チームから配布しますので、[gegem@jica.go.jp](mailto:gegem@jica.go.jp)宛にご連絡ください。

・ 要請書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課

税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上